未定稿
取扱注意

資料２

○　公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令（昭和二十六年政令第百七号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（公共土木施設） 第一条　公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（以下「法」という。）第三条に規定する政令で定める公共土木施設は、次の各号に掲げるものについて、それぞれ当該各号に定めるものとする。 一～九　（略） 十　水道　水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第三条第八項に規定する水道施設（同条第二項に規定する水道事業又は同条第四項に規定する水道用水供給事業に係るものに限る。）又は一般の需要に応じて、給水人口が五十人以上百人以下である水道（同条第一項に規定する水道をいう。）により水を供給する事業に係る取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設若しくは配水施設 十一・十二　（略）	（公共土木施設） 第一条　公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（以下「法」という。）第三条に規定する政令で定める公共土木施設は、次の各号に掲げるものについて、それぞれ当該各号に定めるものとする。 一～九　（略） （新設） 十・十一　（略）
（緊要な災害復旧事業） 第七条の二　法第八条の二に規定する政令で定める緊要な災害復旧事業は、次のとおりとする。 一　第一条第一号の公共土木施設について、次に掲げる災害のいずれか一によって必要を生じた事業 イ～ハ　（略） ニ　河川の埋塞で流水のそ通を著しく阻害するもの ホ　（略） 二　（略） 三　第一条第三号の公共土木施設について、次に掲げる災害のいずれか一によって必要を生じた事業 イ　（略）	（緊要な災害復旧事業） 第七条の二　法第八条の二に規定する政令で定める緊要な災害復旧事業は、次のとおりとする。 一　第一条第一号の公共土木施設について、次に掲げる災害のいずれか一によって必要を生じた事業 イ～ハ　（略） ニ　河川の埋そくで流水のそ通を著しく阻害するもの ホ　（略） 二　（略） 三　第一条第三号の公共土木施設について、次に掲げる災害のいずれか一によって必要を生じた事業 イ　（略）

未定稿
取扱注意

ロ　流路工若しくは床止めの埋塞又は天然の河岸の埋没で、これを放置するときは、著しい被害を生ずるおそれがあるもの

四　（略）

五　第一条第五号の公共土木施設について、当該施設の全壊若しくは欠壊、埋塞又は埋没で、これを放置するときは、著しい被害を生ずるおそれがあるものによって必要を生じた事業

六・七　（略）

八　第一条第八号の公共土木施設について、次に掲げる災害のいずれか一によって必要を生じた事業

イ・ロ　（略）

ハ　港湾の埋塞で船舶の航行又は停泊に重大な支障を与えているもの

ニ・ホ　（略）

九　第一条第九号の公共土木施設について、次に掲げる災害のいずれか一によって必要を生じた事業

イ・ロ　（略）

ハ　漁港の埋塞で漁船の出入又は停泊に重大な支障を与えているもの

ニ　（略）

十　第一条第十号の公共土木施設について、次に掲げる災害のいずれか一によって必要を生じた事業

イ　取水施設、貯水施設又は導水施設の破壊又は埋塞で原水の供給を著しく阻害するもの

ロ　浄水施設の破壊又は埋塞で浄水を得るのに重大な支障を与えるもの

ハ　送水施設又は配水施設の破壊又は埋塞で浄水の供給を著しく阻害するもの

十一　第一条第十一号の公共土木施設について、次に掲げる災害のいずれか一によって必要を生じた事業

イ　排水施設又はこれを補完する施設の破壊又は埋塞で下水の

ロ　流路工若しくは床止めの埋そく又は天然の河岸の埋没で、これを放置するときは、著しい被害を生ずるおそれがあるもの

四　（略）

五　第一条第五号の公共土木施設について、当該施設の全壊若しくは欠壊、埋そく又は埋没で、これを放置するときは、著しい被害を生ずるおそれがあるものによって必要を生じた事業

六・七　（略）

八　第一条第八号の公共土木施設について、次に掲げる災害のいずれか一によって必要を生じた事業

イ・ロ　（略）

ハ　港湾の埋そくで船舶の航行又は停泊に重大な支障を与えているもの

ニ・ホ　（略）

九　第一条第九号の公共土木施設について、次に掲げる災害のいずれか一によって必要を生じた事業

イ・ロ　（略）

ハ　漁港の埋そくで漁船の出入又は停泊に重大な支障を与えているもの

ニ　（略）

（新設）

十　第一条第十号の公共土木施設について、次に掲げる災害のいずれか一によって必要を生じた事業

イ　排水施設又はこれを補完する施設の破壊又は埋そくで下水

未定稿
取扱注意

排除を著しく阻害するもの

ロ　処理施設又はこれを補完する施設の破壊又は埋塞で下水の処理に重大な支障を与えるもの

十二　第一条第十二号の公共土木施設について、当該施設の全壊若しくは欠壊又は埋没で、これを放置するときは、著しい被害を生ずるおそれがあるものによって必要を生じた事業

（権限の委任）

第十五条　（略）

２　法第七条に規定する主務大臣の権限のうち国土交通大臣の権限（工事費の決定で国土交通省令で定めるものに限る。）で、第一条第一号、第二号（港湾法第二条第三項に規定する港湾区域、同法第三十七条第一項に規定する港湾隣接地域及び同法第五十六条第一項の規定により都道府県知事が公告した水域並びに海岸法第五条第四項及び第三十七条の三第二項の規定により港湾管理者の長が管理する区域に関するものを除く。）、第三号、第五号から第七号まで及び第十号から第十二号までに規定する公共土木施設に係るものは、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。

の排除を著しく阻害するもの

ロ　処理施設又はこれを補完する施設の破壊又は埋そくで下水の処理に重大な支障を与えるもの

十一　第一条第十一号の公共土木施設について、当該施設の全壊若しくは欠壊又は埋没で、これを放置するときは、著しい被害を生ずるおそれがあるものによって必要を生じた事業

（権限の委任）

第十五条　（略）

２　法第七条に規定する主務大臣の権限のうち国土交通大臣の権限（工事費の決定で国土交通省令で定めるものに限る。）で、第一条第一号、第二号（港湾法第二条第三項に規定する港湾区域、同法第三十七条第一項に規定する港湾隣接地域及び同法第五十六条第一項の規定により都道府県知事が公告した水域並びに海岸法第五条第四項及び第三十七条の三第二項の規定により港湾管理者の長が管理する区域に関するものを除く。）、第三号、第五号から第七号まで、第十号及び第十一号に規定する公共土木施設に係るものは、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。